

ニュース速報

協議会ニュースレポート

平成18年6月15日 No.045

特定医療法人協議会

東京都新宿区矢来町75番地

TEL:03-3513-6025

FAX:03-3513-6026

社会保険診療収入割合80パーセント超について

ニュース速報 No 4 3 で紹介した事件の結論です。

事件：既報 No 4 3 の事例

『特定医療法人の要件である80%問題で、「医業収入の80%」は満たしているが、「全収入の80%」を満たしていない。結果、厚生労働省から証明書が発行されない。今回、「全収入」の定義が曖昧であることから事件が起こった。』

回答

広島厚生局は『80%を下回っていたため、証明を出せない』と結論をだしていた。しかし、6月上旬に厚生労働省より証明願の発行を認める旨の連絡があった。理由としては、『社会保険収入割合が78%程度と不足割合が軽微であった』という。

12月決算である当該法人は、厚生労働省からの証明願なしではあったが、3月末までに所轄税務署に必要書類を提出していた。厚生労働省も今回証明願いを発行する旨を国税側にも連絡しており、取り消しは免れる事となった。

弊会の見解

『老健のホテルコストが社会保険収入に該当しない』『正常分娩が社会保険収入に該当しない』等の問題から、厚生労働省は本規制の変更を検討しているのではないかと考えられます。特定医療法人の普及のため、現場に即すような本規制の緩和・撤廃を期待するところであります。